

消費者支援ネット

ニュースレター



〒400-0032
甲府市中央4-3-19 桜商事ビル3階
電話・FAX
055-269-7771
Mail info@yamanashi-csnet.jp

消費者被害や消費者トラブル情報をお寄せ下さい

みなさまからの情報提供が消費者被害や消費者トラブルを防ぐ、大きな力になります。

※裏面に情報提供用紙があります。Faxまたは電話にて情報をお寄せ下さい。

消費者から寄せられた情報の一部をご紹介します。参考にして下さい

- ◆事例1. 新聞折り込みチラシで、「マスク 30枚 600円」の案内があった。少し割安かなと思ったが、送料が680円となっていた。合計1,280円+税。かなり割高になるため購入を中止した。

要点 送料額にも注意しましょう



- ◆事例2. 新聞折り込みチラシで、有名メーカーの「カシミアボックスティッシュ10個入り」が「2,350円」で案内されていたが、10個買うことが割安なのか分からない。また、表示と違う場合の返品等の案内が無く、事業者の住所も無いため購入を中止した。

要点 返品案内表示や事業者住所表示の有無等にも注意しましょう

- ◆事例3. 新聞に、「ミネラル天然水」の購入広告があり、3本で1本分の割安価格だった。月々のサーバーレンタル料も無料という案内だった。しかし、事業者のHPを見ると、「3ヶ月間の利用本数が少ないと、月々1,080円のレンタル料が生じ」、「別にメンテナンス料として年間5千円が必要」、「ボトルの注文は2本から」という記載があった。

要点 広告案内の中に別費用や条件があることが記載されているか、要注意ですね

- ◆事例4. いつの間にか「契約」になっていた！⇒中古車店に気になる車があった。「とりおきをしますか」と言われ、「はい」と答えた。特に契約書を交わしたつもりは無いけれど内金？の2,000円を払って帰ろうと思ったら、最後にご契約の方はくじを回せますと言われ、そこで自分は契約したのか！（？）と気付いた。



要点 口頭での「はい」も「内金」も契約になる可能性があります。注意しましょう

*やまなし消費者支援ネットからの会員加入のお願い。連絡をいただければ詳しい資料を送付いたします。2015年法人登記。情報は弁護士などの専門家がしっかり点検いたします。現在、弁護士・司法書士・消費生活相談員30名余、学識経験者・消費者など合計100名余です。是非、ご一緒に活動しましょう。

消費者被害情報（消費者トラブル）提供用紙（ 年 月 日）

<ul style="list-style-type: none"> ・お名前 ・住所 ・電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・〒 ・ <p>*以上はよろしければご記入下さい。枠下記載の問合せに使用します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名 ・事業者所在地 ・事業者電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・（ ） <p>分かる範囲でご記入下さい。また、次の段の広告チラシや契約書などがあればコピーを一緒にお送り下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〒 ・
<ul style="list-style-type: none"> ・送付枚数 ・送付内容。○印を付けて下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この用紙を入れて（ ）枚 ・広告チラシ ・契約書 ・合意書 ・約款 ・その他（ ）
<ul style="list-style-type: none"> ・被害やトラブルの提供内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・

◇提供頂いた情報は事業者に対する申入れなどに活用し、それ以外は使用しません。

弁護士や司法書士等が検討し、詳しくお聞きするために連絡させて頂くことがあります。

提供頂いた情報の内、お名前などの個人情報、事業者には知らせることはありません。

◇当法人では、個別の被害の救済や解決に関する相談は行っておりません。

個別のご相談は、Tel188 か、お住まいの行政・消費生活センターなどにご相談して下さい。